

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通則

(旅客運賃の払戻しに伴う割引証等の返還)

第159条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払戻し)

第160条 旅客は、社が乗車変更等の際に収受した手数料の払戻しを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払戻しをしない場合)

第161条 旅客は、第92条の規定により、小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については、払戻しを請求することができない。

第2款 無 札

(無札旅客に対する旅客運賃及び増運賃の收受)

第162条 旅客が次の各号の1に該当する場合は、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とを併せて收受する。

号	区 分	旅客運賃 の收受区間	普通旅客運 賃の計算方	摘 要	
(1)	係員の承諾を受けず乗車券を所持しないで乗車したとき	実際乗車区間	片 道	乗車駅不明の場合は第164条及び細則第175条により駅間で発見した場合は細則第176条の規定による。	
(2)	入鋳を必要とする乗車券に入鋳を受けないで乗車したとき	〃	〃	旅客に悪意がなく証明できる場合及び巡回対応駅から乗車した場合等を除く。	
(3)	無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む。)で乗車したとき	〃	〃	無効となる乗車券とは、第104条、又は第106条に規定されたものをいう。	
(4)	乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取り集めの際に引渡しをしないとき	〃	〃		
(5)	区間の連続していない乗車券で乗車したとき	イ. 2枚以上の普通券または普通券と回数券との場合	〃	〃	
		ロ. 2枚以上の回数券の場合	券面表示区間と区間外とを通じた区間	使用券片の少ない方の使用済み券片1回ずつ片道乗車したものとす。	
(6)	団体旅客が券面表示事項に違反して乗車したとき	イ. 人員を超過して乗車し、又は小児の人員とし大人を乗車させたとき	実際乗車区間	片 道	超過人員又は違反した大人人員を無札旅客として団体責任者から收受する。貸切旅客にも適用する。
		ロ. イ以外の券面表示事項に違反して乗車したとき	〃	〃	全乗車人員を無札旅客として団体責任者から收受する。

(注) 第2号の入鋳には改札用日付印の押印を含む。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の収受)

第163条 第105条第1項の規定により無効となる定期乗車券（偽造の定期乗車券を含む。）を回収した場合は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とあわせて収受する。

号	区 分	普通旅客運賃の 収 受 区 間	普通旅客運賃の 計 算 方
(1)	定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき	その定期乗車券の券面に表示された区間	その定期乗車券の効力が発生した日から、その無効の事実を発見した当日まで、毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(2)	券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき		
(3)	使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき		
(4)	券面表示事項又はエンコード乗車券裏面の磁気情報を塗り消しその他改変して使用したとき		
(5)	区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき	各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを併せた区間	その定期乗車券の効力が発生した日（効力が発生した日が異なるときは、発見日に近い日）からその無効の事実を発見した当日まで、毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(6)	定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき	実際乗車区間	1回乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(7)	定期乗車券の区間と連続していない回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき	定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間	その回数乗車券の使用された券片に対して、1券片ごとに2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(8)	通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき	その定期乗車券の券面に表示された区間	その定期乗車券の使用資格を失った日からその無効の事実を発見した当日まで、毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(9)	有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき	その定期乗車券の券面に表示された区間	その定期乗車券の発売の日からその無効の事実を発見した当日まで、毎日2回ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃
(10)	有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき	その定期乗車券の券面に表示された区間	その定期乗車券の有効期間満了の日の翌日からその無効の事実を発見した当日まで、毎日2回ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃
(11)	通学定期乗車券を使用する旅客が第107条の規定による証明書を携帯していないとき	実際乗車区間	1回乗車したものと計算した普通旅客運賃
(12)	係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき		
(13)	その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき		

(無札旅客の乗車駅不明の場合)

第164条 第162条の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合はその最遠の出発駅。又、接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなときは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(特別急行券等の無札及び不正使用旅客に対する特別急行料金、特別車両料金、個室料金及び増料金の収受)

第165条 第162条及び前条の規定は、特別急行券、特別車両券及び個室券に準用する。

第3款 紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第166条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第162条及び第164条の規定により無札旅客として乗車駅不明の取扱いによる普通旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受し、又、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。但し、定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客はこの限りでない。

3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券（定期乗車券、回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃の払戻し)

第167条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とを最寄駅に差し出して、発見した乗車券1枚につき手数料180円を支払い、その旅客運賃について払戻しの請求をすることができる。但し、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第168条 旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第166条の乗車券紛失の場合の取扱方の規定にかかわらず、220円の手数料を収受して、別に旅客運賃又は料金を収受しないで、相当の団体乗車券、貸切乗車券の再交付をすることができる。但し、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払戻しをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の普通旅客運賃の払戻し)

第169条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が改札前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを次の各号に定める駅に差し出し、既に支払った普通旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき180円を支払う。

(1) エンコード乗車券は発行駅（往復用として発行した乗車券で復片のみ払い戻す場合は復片の発駅）但し、第19条第1項第1号イの規定により発行した普通乗車券で、特別急行券と同時に払い戻す場合は特別急行券発売駅（特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。）

(2) 前号以外の乗車券は最寄駅

2 前項の規定により払戻しの請求をした乗車券が往復乗車を条件とした割引乗車券であって、往片又は復片を使用している場合の払戻額は、前項の規定にかかわらず、既収の往復旅客運賃から既に使用した往片又は復片の券片に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

(使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃等の払戻し)

第170条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券について準用する。但し、定期乗車券は当社が別に定める定期券等払戻取扱駅で取扱うものとし、手数料は、定期乗車券及び回数乗車券とも1枚（冊）につき220円とする。

(特別急行料金の払戻し)

第171条 旅客は、特別急行券が不要となった場合、その指定を受けた列車が乗車駅を出発する時刻までに、これを発売する駅（特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。）に差し出したときは、既に支払った料金から1券片につき手数料220円を控除した残額の払戻しを請求することができる。但し、複数人用に1枚で発行した場合は、その取扱人員に対する手数料とする。

2 旅客は、第52条第2項、第3項、第53条の2第2項、第3項及び第53条の3第1項に該当する特別急行券を払い戻す場合は、全ての特別急行券を同時に差し出さなければならない。

第172条 削 除

(特別車両料金の払戻し)

第172条の2 第171条の規定は特別車両料金の準用する。但し、払い戻し手数料は収受しない。

2 乗車人員分の特別急行券及び特別車両券を併せて払い戻すものとする。

(個室料金の払戻し)

第172条の3 第171条第1項の規定は個室料金の準用する。但し、払戻し手数料は収受しない。

2 乗車人員分の特別急行券及び特別車両券_Aと併せて払い戻すものとする。

(旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃の払戻し)

第173条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを発行駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃の払戻しを請求することができる。但し、特別急行料金については、特別急行列車の乗車駅を出発する時刻前までとする。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円(保証金を充当して発行したものについては、保証金の額に相当する額。また特別急行券を発行したものについては、別に当該特別急行券に対し、第171条に規定する払戻手数料に相当する額)を支払う。

(「楽」及び「つどい」乗車料金の払戻し)

第173条の2 旅客は、旅行開始前に団体専用列車「楽」又は観光列車「つどい」への乗車が不要となった場合は、第171条第1項を準用するものとし、手数料は1人につき180円とする。

(不乗区間に対する旅客運賃・料金の払戻しをしない場合)

第174条 旅客は、第92条第2号の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後、前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間について、旅客運賃・料金の払戻しを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第175条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要と

なった場合は、有効期間内であるときに限って、これを定期券等払戻取扱駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円を支払う。

2 前項の計算については、払戻請求の当日は経過日数に算入し、又、1か月未満の経過日数は1か月として計算する。

3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

(1) 使用経過月数が1か月又は3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃

(2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額

(3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額

(4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第175条の2 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った回数旅客運賃から、原乗車券の区間に対する普通旅客運賃に使用済券片数を乗じた額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払う。

2 前項において、原乗車券が割引回数乗車券であって、その割引が、普通旅客運賃についても適用できる場合は、割引の普通旅客運賃を適用する。

第175条の3 削除

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払戻し)

第176条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつその所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日

を限度とする。) について、乗車券の有効期間の延長を請求し又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払戻しをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき180円を支払う。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって旅行を中止したとき

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 第1項の規定による旅客運賃の払戻しを請求する旅客は、その所持する特別急行券及び特別車両券についても既に支払った料金から既に乗車した区間の料金を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合旅客は、特別急行券については第171条に規定する手数料を支払うものとする。但し、個室券は除く。

5 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとる。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病の場合の証明)

第177条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払戻しの特例)

第178条 発売当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅

客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、その翌日まで有効期間を延長又は手数料180円を収受して旅客運賃の払戻しの取扱いをする。

第5款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱い)

第179条 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、次の各号の1に該当する事由が発生した場合、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。但し、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、又、回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還及び他経路乗車の取扱いに限って、これを請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- イ 第180条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払戻し
- ロ 第181条に規定する有効期間の延長
- ハ 第182条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し
- ニ 第183条に規定する他経路乗車及び旅客運賃の払戻し
- ホ 第185条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払戻し

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき（接続を欠くことが確実な場合を含む。）、又は、着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき（遅延することが確実な場合を含む。）

- イ 第180条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払戻し
- ロ 第181条に規定する有効期間の延長
- ハ 第182条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し

(3) その他旅客の責任とならない事由によって乗車することができないとき

- イ 第180条に規定する旅行中止及び旅客運賃の払戻し
- ロ 第181条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅

客運賃の払戻し又は有効期間の延長を請求することができる。

3 旅客は、第1項、第187条第1項又は第200条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第1項、第2項及び第180条から第188条又は第200条第4項に定める取扱いに限って請求できるものとし、列車の運行不能又は遅延等又は第200条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことによって生じる次の各号による事項及びその他一切の請求をすることはできない。

- (1) 旅客が当社線に代わる移動手段を利用する費用の補償
- (2) 旅客が被る精神的苦痛、機会損失（逸失利益）及び当社と関係のない第三者との関係において発生する損害の賠償
- (3) 手荷物に関する損害の賠償
- (4) その他間接的に発生する損害の賠償
(旅行中止による旅客運賃の払戻し)

第180条 前条第1項の規定により旅客が旅行を中止した場合は、旅行中止駅・着駅間の旅客運賃を払い戻す。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、当該割引の普通旅客運賃とする。
(乗車券の有効期間延長の取扱方)

第181条 第179条第1項の規定による乗車券の有効期間の延長の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は、乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預ける。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。
 - イ 第179条第1項第1号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数
 - ロ 第179条第1項第2号及び第3号に定める事由の場合は、1日
- (2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取る。
- (3) 旅客が、第1号の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した

有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第182条 第179条第1項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車（特別急行列車を除く。）による。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。但し、やむを得ない事由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行なうことができないときは、他の経路による。
- (4) 旅客が、第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行なった場合は、次の各号の定めによって旅客運賃を払い戻す。但し、回数乗車券を使用する旅客については、払戻しをしない。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額
- (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで無賃送還したとき、又は、旅客が無賃送還中の途中駅に下車したときは、途中駅・着駅間の普通旅客運賃を払い戻す。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず当該割引の普通旅客運賃とする。

3 第1項の無賃送還を行なった場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱方)

第183条 第179条第1項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の定めるところによる。

旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地（不通区間以遠の駅において券面着駅以外の駅で下車を予定していた場合は、その駅を含む。）に

至る他の最短経路による乗車をすることができる。但し、定期乗車券を使用する旅客であっても、他の経路による乗車中に途中下車をすることはできない。

- 2 前項の取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃と実際乗車した区間の普通旅客運賃とを比較して、過剰額は払い戻すものとし、不足額は収受しない。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、実際乗車した区間に対する普通旅客運賃をその乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。
- 3 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客について第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払戻し及び不足額の収受をしない。
- 4 第1項但し書きの規定により定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客が、他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(旅客運賃・料金の払戻駅)

第184条 第180条・第182条又は前条の規定により、旅客運賃・料金の払戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃・料金の払戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅
- (3) 他の経路を乗車する取扱いを受けた旅客は、旅行を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第185条 第179条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継ぎをするときは、あらかじめ係員に申し出て「不乗証」の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗車区間に対する旅客運賃の払戻しを請求するものとする。

(運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し)

第186条 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のた

め、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払戻しを請求することができる。但し、定期乗車券にあつては有効期間の満了日（継続発売の場合はその発売日）以降に取り扱う。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数（端数となる日数を付加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数）で除し、その1円未満の端数を1円単位に切上げた日割額に休止日数を乗じ、端数計算した額

イ 有効期間が1か月のものについては30日

ロ 有効期間が3か月のものについては90日

ハ 有効期間が6か月のものについては180日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除して端数計算した額

（特別急行料金、特別車両料金、又は個室料金の払戻し等）

第187条 特別急行券、特別車両券又は個室券を所持する旅客が、次の各号の1に該当する場合は、その特別急行料金、特別車両料金又は個室料金全額の払戻しを請求することができる。

(1) 運輸上の支障その他社の責に帰する事由によって、指定された特別急行列車にその全部又は一部を乗車することができなくなったとき。

但し、接続予定列車に変更が生じた場合でも、前途の区間に対して座席（特別車両券を所持する旅客については特別車両の座席、個室券を所持する旅客については個室の座席）の充当ができたときを除く。

(2) 特別急行列車が運行不能又は遅延したため、第182条の規定により発駅まで無賃送還の取扱いを受けたとき

(3) 特別急行列車が出発時刻に1時間以上遅延したため、当該列車の利用を取りやめたとき、又は到着時刻に1時間以上遅延したとき

2 旅客は、特別急行券、特別車両券及び個室券を購入する際、特別急行列車が

1 時間以上遅延すること又は一部区間が不通であることを承諾して購入又は指定を受けた場合は、前項の規定にかかわらず、特別急行料金、特別車両料金、個室料金の払戻し又は指定取消しの請求をすることができない。

第188条 削除

第6款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第189条 旅客（定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車（特別急行列車を除く。）によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第190条 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券類の誤購入の場合の取扱方)

第191条 旅客が、誤ってその希望する乗車券類と異なる乗車券類を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃・料金と正当な旅客運賃・料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻す。